

八千代市土木工事週休２日制適用工事実施要領

(目的)

第１条 この要領は、週休２日制適用工事（以下「適用工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組を促進し、もって少子高齢化を背景として技術者、技能労働者等の人材不足が懸念される建設業のうち土木工事業について、将来の担い手確保に向けた事業主等の取組に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第２条 この要領において「週休２日制」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所、又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

(1) 現場閉所による適用工事

1) 「月単位の週休２日制」については、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、 28.5% （ $8日/28日$ ）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 「通期の週休２日制」については、対象期間において、現場閉所率が、 28.5% （ $8日/28日$ ）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 交替制適用工事

1) 「月単位の週休２日制」については、対象期間内の全ての月において現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、 28.5% （ $8日/28日$ ）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 「通期の週休２日制」については、対象期間において、休日率が、 28.5% （ $8日/28日$ ）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

- 2 この要領において「対象期間」とは、現場閉所による適用工事の現場着手日から現場完成日までの期間、交替制適用工事の技術者、技能労働者及び現場代理人の従事期間をいう。ただし、次に掲げるものについては、対象期間に含まないものとする。
- (1) 年末年始 6 日間
 - (2) 夏季休暇 3 日間
 - (3) 工場製作のみを実施している期間
 - (4) 工事全体を一時中止している期間
 - (5) その他工事に終日着手していないものとして対象期間に含むことが適当でないとされる期間
- 3 この要領において現場閉所による適用工事の「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 4 この要領において現場閉所による適用工事の「現場着手日」とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。
- 5 この要領において現場閉所による適用工事の「現場完成日」とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。
- 6 この要領において交替制適用工事の「休日」とは、対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を 24 時間通して行っていない状態をいう。
- 7 この要領において交替制適用工事の「対象者」とは、当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が 1 週間未満の場合は除く。

(適用工事)

第3条 適用工事は、八千代市が発注する土木工事のうち、発注者が週休2日制に取り組むことと指定する工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 対象期間（現場着手日から現場完成日）が1週間未満の工事
- (2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと認められる工事

(工期設定)

第4条 適用工事の工期は、千葉県が定める「適正な工期設定について」に基づき、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間を積み上げ方式で設定し、この設定した日数に完成検査期間の14日を加えた日数とする。

2 前項の規定による工期の設定について、不稼働日の日数を算定するに当たっては、千葉県から通知される最新の数値を用いて算定することとする。

ただし、工事により制約等がある場合は別途考慮するものとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、特記仕様書に、発注する工事が適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。

2 発注者は、公告時等に工事工程表を添付すること。

3 前項の規定により公告時等に添付されることとなる工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事の目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

4 工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受注者及び発注者（以下これらを総称して「受発注者」という。）の間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に週休2日の取組方式について工事打合簿により協議すること。

5 工事の対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

- 6 前項の協議は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、監督職員と行うものとする。この場合において、受注者は、対象期間における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。
- 7 受注者は、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、現場閉所を行う日が次の各号のいずれかに該当する場合は、連絡することを要しない。
 - (1) 監督職員が工程表等で事前に把握している日である場合
 - (2) 官公庁の休日と同日である場合
- 8 受注者は、交替制適用工事の場合は、技術者、技能労働者及び現場代理人の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
- 9 工事の工程に変更が生じた場合は、その要因及び変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。この場合において、工事行程の変更理由が受注者の責によらないものとして次の各号のいずれかに該当する場合は、適切に工期の変更を行うこと。
 - (1) 工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候により不稼働日が当初の想定より多く発生した場合
 - (3) 工事を一時中止したことにより工程の全体に影響が生じた場合
 - (4) 資機材や労働需要のひっ迫により工程の全体に影響が生じた場合
 - (4) その他特別な事情により工程の全体に影響が生じた場合
- 10 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）、又は休日確保状況チェックリスト（別紙4）を監督職員に提出するとともに、チェックリストの確認用として作業日報等の現場閉所の日を確認できる書類を監督職員に提示すること。
- 11 受注者は、対象期間の終了後速やかに、最終月の週休2日制の取組が確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。
- 12 受注者は、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続に要する期間を取れないおそれがある場合は、受発注者の協議により閉所の実績を確認

する日を別に決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

(積算方法)

第6条 発注者は、週休2日制の取組に対して、発注時に、次の表の経費又は率の区分にそれぞれ掲げる補正係数(月単位の週休2日制の欄に掲げる数値)を乗じて積算するものとする。

・補正係数

現場閉所による週休2日制適用工事(発注者指定方式)

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

週休2日交替制適用工事(発注者指定方式)

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

- 前項の規定により積算を行った工事が月単位の週休2日以上の状態に満たない場合は、同項の規定により通期の週休2日の補正係数に変更することにより減額変更を行う。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更をすることにより減額変更を行う。
- 市場単価方式、土木工事標準単価については、現場の種別及び閉所状況、交替状況に応じて、別紙5、別紙6に示す補正係数を用いて計算するものとする。この場合において、積算及び減額変更については、前2項の例による。

(工事成績)

第7条 適用工事が週休2日制を達成できた場合は、完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとする。

2 週休2日制を達成できなかったことのみを理由とした工事成績評定点の減点評価は、行わない。

(実施の明示)

第8条 受注者は、対象期間中、適用工事を実施している旨を、別紙7の明示例を参考に、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

(その他)

第9条 受注者は、この要領に定めのない事項又は要領に疑義を生じた事項については、監督職員と協議することとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。

3 施行日前に現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した工事であって、施行日において現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業の全てが完了した状態には至っていない工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した工事であって、施行日において現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業の全てが完了した状態には至っていない工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した工事であって、施行日において現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業の全てが完了した状態には至っていない工事については、なお従前の例による。

特記仕様書記載例

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、現場閉所による週休2日制適用工事(発注者指定型)である。

2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。

3 発注時における積算には月単位の週休2日達成相当の各区分に応じた補正係数を各経費等に乗じている。(以下経費補正) 達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の経費補正にすることにより減額変更を行う。なお、4週8休未満であった場合は経費補正を除いて減額変更を行う。

4 週休2日制の実施にあたっては、「八千代市土木工事週休2日制適用工事試行実施要領」に基づき行うこと。

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日交替制適用工事(発注者指定型)である。

2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。

3 発注時における積算には月単位の週休2日達成相当の各区分に応じた補正係数を各経費等に乗じている。(以下経費補正) 達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の経費補正にすることにより減額変更を行う。なお、4週8休未満であった場合は経費補正を除いて減額変更を行う。

4 週休2日制の実施にあたっては、「八千代市土木工事週休2日制適用工事試行実施要領」に基づき行うこと。

週休2日制適用工事 現場閉所チェックリスト

事務所名 ○○事務所

工事名 ○○工事

受注者名 ○○工務店

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
7月1日	月			
7月2日	火			
7月3日	水			
7月4日	木			
7月5日	金			
7月6日	土			
7月7日	日			
7月8日	月			
7月9日	火			
7月10日	水			
7月11日	木			
7月12日	金			
7月13日	土			
7月14日	日			
7月15日	月			
7月16日	火			
7月17日	水			
7月18日	木			
7月19日	金			
7月20日	土			
7月21日	日			
7月22日	月			
7月23日	火			
7月24日	水			
7月25日	木			
7月26日	金			
7月27日	土			
7月28日	日			
7月29日	月			
7月30日	火			
7月31日	水			

現場閉所日	0	0
対象期間	31	31
今月の閉所率	0.0%	0.0%

週休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト

事務所名 ○○事務所
 工事名 ○○工事
 受注者名 ○○工務店

会社名	氏名	2024年7月 休日確保状況																															今月				累計										
																																	対象	休日	休日	平均	対象	休日	休日	平均							
																																	日数	日数	率	休日率	日数	日数	率	休日率							
A建設	○○																																				31	0	0%	0%	31	0	0%	0%			
	□□																																				31	0	0%		31	0	0%				
	◇◇																																					31	0		0%	31	0		0%		
																																						31	0		0%	31	0		0%		
B建設（一次下請）	●●																																					31	0		0%	31	0		0%		
	■ ■																																						31		0	0%	31		0	0%	
	◆ ◆																																						31		0	0%	31		0	0%	
																																							31		0	0%	31		0	0%	
C建設（二次下請）	△△																																						31		0	0%	31		0	0%	
																																									31	0	0%		31	0	0%
																																									31	0	0%		31	0	0%
																																									31	0	0%		31	0	0%

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（"休"：休日、"-":対象期間外、空欄：対象期間）
 ※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。
 ※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。
 ※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No.	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
			通期	月単位	通期	月単位
1	鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
2	ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
3	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
4	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
5	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
6	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
7	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
8	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
9	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
		撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
10	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
11	法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
12	吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
13	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
14	道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
		剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
15	公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
18	橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
19	薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
20	グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
21	軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
22	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No.	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
			通期	月単位	通期	月単位
1	区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
2	高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
3	橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
4	構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
		人力	1.02	1.04	1.02	1.04
5	コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
6	排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
7	鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
8	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
		高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
9	表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
10	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
11	剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
12	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
		高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
13	防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
14	紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
15	塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
16	バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
17	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
18	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
19	機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
20	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
21	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
22	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
23	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
24	支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
25	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

公衆が見やすい場所への明示例

・現場閉所による週休2日制適用工事

【工事掲示板】

現場閉所による週休2日制適用工事

この工事は、建設現場の働き方改革を進めるため、計画的に現場閉所を行うことで、週休2日に取り組んでいます。

施工体系図

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け

施工体制台帳

施工体制台帳

(A3 サイズ相当)

・週休2日交替制適用工事

【工事掲示板】

週休2日交替制適用工事

この工事は、建設現場の働き方改革を進めるため、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日に取り組んでいます。

施工体系図

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け

施工体制台帳

施工体制台帳

(A3 サイズ相当)